

産業保健*に 役立つ 統計情報通信 Vol. 2

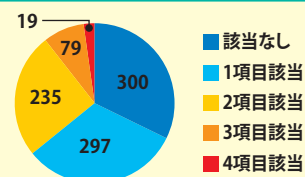
*産業保健とは働く人の健康対策を行うことをいい、労働基準法と労働安全衛生法によって法的に定められています。

保健看護管理室 統計情報課
係長 中西 湖雪

ここでは、健診結果を分析して産業保健活動を展開したA社の取り組みを紹介していきます。今回は**動脈硬化対策**です。

2 012年からA社は「**労災保険二次健康診断等給付※1**」制度を積極的に利用しました。
血圧・血中脂質・血糖・肥満の4項目すべてに該当すると対象となります。

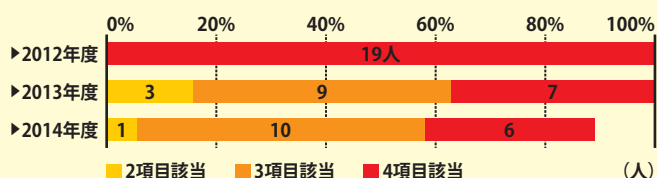
2012年度該当項目数の割合



4 項目該当者全員(19名)が労災二次健康診断を受診しました。

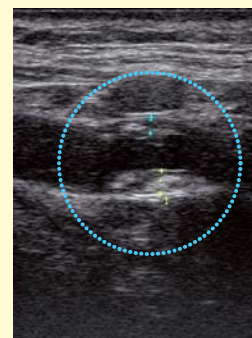
2013年の健康診断では19名のうち12名(63.2%)が改善され、2014年度は改善した12名のうち11名(92%)が3項目該当以内で納まっています。

2012年度に労災二次健診を受けた19名の該当項目数の変化



労 災二次健康診断は健診項目が多く、保健指導も受けられます。特に頸部超音波検査では、頸動脈のプラーク※2を画像で見ることができるので、自分の血管のつまり具合がわかり動脈硬化のイメージが付きやすいようです。A社にとって労災二次健康診断は動脈硬化対策の絶好の機会であり効果的だったといえます。

※2 プラーク…血管内壁の隆起



▲頸動脈超音波検査
プラーク※2画像

このような制度を
積極的に利用しましょう!

《ご存知ですか?》 労災保険二次 健康診断等給付※1

- 目的…………… 過労死等の原因にある脳血管・心臓疾患の発症の予防
- 対象者…………… 血圧・血中脂質・血糖・肥満いずれにも「異常の所見」があると診断された者
- 目的…………… 血中脂質、血糖、HbA1c、頸部超音波検査、微量アルブミン尿検査、保健指導
- 留意点…………… 一次健診から3ヶ月以内に受ける。年度に1回の利用に限る
- 給付の流れ……… 労災保険の給付対象となるため、事業所・本人の負担はありません